

随意契約及び比較見積省略理由書

大阪府警察で整備している交通監視用テレビは、府下の交通流を制御する上で、重要な交差点に設置されており、交通の状況をリアルタイムに把握することができる。

この情報に基づくことで、適時的確な信号制御、情報提供を行うことができておらず、安全で快適な交通環境の構築には欠かすことのできないものである。

交通監視用テレビ中央装置高度化整備工事は、この交通監視用テレビ端末の高度化更新等に伴い必要となる交通管制センター中央装置の整備工事である。

1 交通監視用テレビ中央装置高度化整備工事の概要

- (1) 端末装置の更新に伴い、交通管制センターにある交通監視用テレビ中央装置と広域イーサネット回線を介し接続、交通流監視及び遠隔制御を行うため必要な機器の製作を行う。
- (2) 端末装置の更新および移設、映像交換している他機関の映像の増設等に伴い、交通管制センターにある交通監視用テレビ中央装置のソフトウェアを変更する。
- (3) 端末装置としてIP型交通監視用テレビ端末装置の導入に伴い、交通監視用テレビ中央装置のネットワーク構成の変更を行う。

2 随意契約理由

交通監視用テレビ中央装置高度化整備工事は、交通管制センター既設の交通監視用テレビ中央装置に搭載するソフトウェアの設定変更や接続に必要な機器製作、設定調整であり、交通監視用テレビ中央装置を製作した三菱電機（株）でなければ、施工は困難である。

また、交通監視用テレビ中央装置に不具合や故障が発生した場合、動作保証対応が可能な専門知識、技術がなければ、施工の安全性は確保できない。

これらの条件を満たすのは、交通監視用テレビ中央装置を製作した三菱電機（株）のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積書の徴取を省略するものである。

以上